

■制定方針(案)

1 背景

手話言語を巡る情勢

国	障害者基本法改正(H23.7)
	障害者権利条約批准※ ¹ (H26.1)
全国	手話言語条例制定(27道府県)(R2.2.25現在)
	全都道府県議会が法制定意見書
県内	宮城県議会が法制定求め意見書(H26.7.3)
	手話を広める知事の会加入(H28.7.21)
	聴覚団体から条例制定を求める要望(H30.12.17)

※¹ ひじゅん。条約に拘束されることの国の同意

2 本県における聴覚障害者の現状

(1) 身体障害者手帳の所持者数(H31.4.1現在) (人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者数	26,454	12,175	13,095	18,287	6,503	4,577	81,091
聴覚障害	92	1,825	712	1,465	12	2,007	6,113

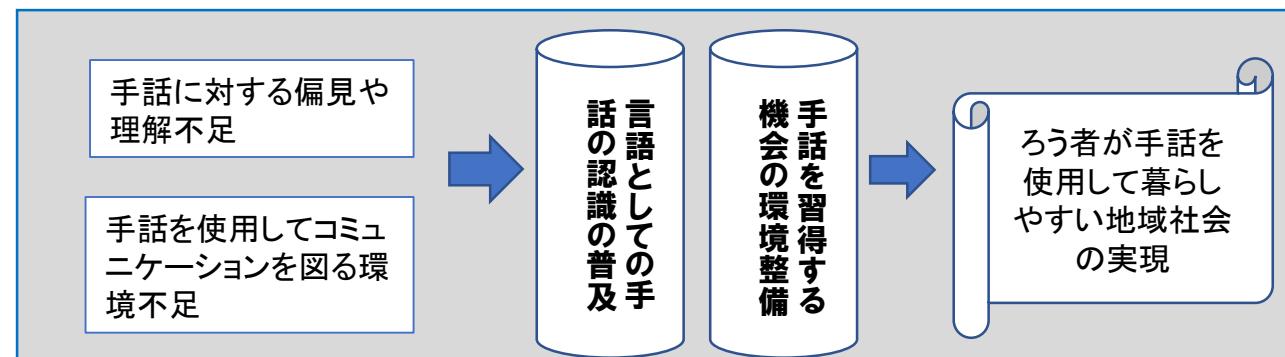
(2) 聴覚支援学校等における聴覚障害児・者の在籍状況(R1.5.1現在) (人)

区分	小学部						中学部			高等部			合計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
聴覚支援学校	4	5	7	5	4	6	4	6	6	13	7	11	78
それ以外の特別支援学校	0	3	2	0	3	2	1	3	1	4	4	4	27
特別支援学級	6	1	8	7	6	6	3	5	5				47

3 本県における手話通訳の現状 (人)

区分	要件	県	仙台市	合計
手話通訳士 (R2.1.31現在)	厚生労働大臣が認定する「手話通訳技能認定試験」に合格し、手話通訳士名簿に登録すること	6	27	33
手話通訳者 (R2.1.31現在)	都道府県が認定した民間機関が実施する手話通訳者全国统一試験に合格すること等	80	80	160
手話奉仕員 (R1.7.1現在)	市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了すること	173	103	276

4 枠組(軸とする考え方)



■骨子(案)

1 目的や理念等

目的	○手話を言語として認識し必要な施策を実施することにより、手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及を図り、もって手話で暮らしやすい地域社会の実現を目指す
定義	○ろう者、手話の普及等
基本理念	○三つの理念 ①手話は言語であり、文化的所産であること ②ろう者の意思疎通を行う権利を尊重すること ③手話は意思疎通を図る手段として必要な言語であること
県の責務	○基本理念にのっとり施策推進 ○市町村等との連携協力
県民の役割	○条例の目的と基本理念に対する理解を深める
ろう者の役割	○県民の理解促進及び手話の普及に努める
手話通訳者等の役割	○県民の理解促進及び手話の普及並びに技術向上に努める
ろう者の団体の役割	○条例の目的と基本理念の普及に積極的に努める
事業者の役割	○ろう者が利用しやすいサービスの提供に努める

2 言語としての手話の普及

計画の策定及び推進	○障害者計画で必要な施策を定め、計画的に推進
手話を学ぶ機会の確保	○県民が手話を学ぶ機会を確保
手話通訳者等の養成等	○手話通訳者・指導者の養成、確保、技術向上に特に配慮 ○手話通訳者の派遣体制の充実に特に配慮
学校における手話の普及	○聴覚支援学校教職員の技術向上 ○ろう児やその保護者への学習機会の提供や相談支援
手話に関する調査研究	○県は手話に関する調査研究とその成果の普及に協力
財政上の措置	○財政上の努力義務